

第4回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

平成 29 年 7 月 24 日（月）13:00～15:05

2. 場 所

大阪府庁本館 5 階 議会特別会議室（大）

3. 出席者

《委員》（敬称略）

(座長) 溝畠 宏 公益財団法人大阪観光局 理事長
(座長代理) 谷岡 一郎 学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
井上 幸紀 大阪市立大学大学院医学研究科 教授
加賀 有津子 大阪大学大学院工学研究科 教授
勝見 博光 大阪府立大学 21世紀科学研究機構 客員研究員
樋口 真人 弁護士
廣瀬 茂夫 一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長
宮城 勉 大阪商工会議所専務理事

[※ 関 総一郎（公益社団法人関西経済連合会専務理事）欠席]

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長
岡本 圭司 大阪府府民文化部長 柏木 陸照 大阪市経済戦略局長
藤井 瞳子 大阪府健康医療部長 甲田 伸一 大阪市健康局長

4. 配付資料

- 資料 1 国の動向
- 資料 2 大阪 I R のめざす姿
- 資料 3 懸念事項と最小化への取り組み
- 資料 4 I R 立地による効果
- 参考資料 1 第3回 I R 推進会議 概要

《議事概要》

開会

○司会 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第4回IR推進会議を開会いたします。

私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市IR推進局企画課参事の那須でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は関西経済連合会の関委員がご欠席となっており、産業部副参与の服部様にご出席をいただいております。

それでは、議事に入ります前に事務局より1点ご連絡がございます。資料の一番後ろに参考資料1といたしまして、第3回IR推進会議の概要を事務局で整理しておりますので、これにつきましてはまた後ほどご参照ください。

それでは、議事に入りたいと存じます。以降の進行は溝畠座長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

○溝畠座長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は大阪のIRについて意見交換をするため、大阪府から岡本府民文化部長、大阪市から柏木経済戦略局長に、またギャンブル等依存症対策などの対策につきまして意見交換をするため、大阪府から藤井健康医療部長、大阪市から甲田健康局長にそれぞれご出席いただいております。

最初に、大阪のIRについて、観光やMICEという観点を中心にお話をいただきます。まず、岡本府民文化部長からよろしくお願ひします。

○岡本部長 岡本でございます。

既にこれまでのIR推進会議でいろいろ発言があったかと思いますけれども、私といたしましては、都市魅力、観光、MICEの所管部長として今回幾つか発言をさせていただきます。

まず、1点目。IRにおけるエンターテインメント施設、劇場やホール等につきましてですけれども、現在、大阪では劇場が足りません。我々のところにも世界的なスポーツ大会、あるいはボクシング、格闘技、いろいろなものに関して、開催できぬいかという問い合わせがまいりますけれども、まず大阪城ホールは3年ぐらい予約がいっぱいであいておりません。そして、次にくるのは、私たちの府立体育館、それから大阪市に持っている中央体育館ですけれども、これらについてもほとんどあいていない。あるいはキャパシティが足りない。採

算をとるためには1万5,000人入れる必要がありますと言われても、例えば、さいたまスーパーアリーナは3万人ですけれども、大阪にはそれだけのキャパシティがある施設はありません。ということで、そういうイベントを逃している。あるいは、私のところ、グランキューブ（大阪国際会議場）には2,750人が入るホールがありますけれども、これもほぼ3年先まで、週末はあいていません。金土日はとれません。ほかの大坂城ホールもあいていませんし、フェスティバルホールもあいていません。となりますと、多くの鑑賞機会が失われている。大阪ではそういう文化芸術を楽しめる場所が現在足りない状況です。

そういう中で、我々は今年宿泊税をいただいて文楽や歌舞伎といった伝統芸能をはじめ、いろいろな形の文化を、「大阪芸術文化フェス2017」と銘打って、大阪の文化力を底上げしたり、あるいは新たな活動を掘り起こして進めていこうということで、今年から取り組みますが、やはり物理的に足りません。

私個人としては、別にIRに世界的なシルクドソレイユが要るとは思っておりません。それはラスベガスでやればいいのであって、大阪には大阪のエンターテインメントがあるだろうと。では、それは何かということは、我々は日常、事業者といろいろな議論をしながらやっておりますので、やはりこれからIRの中でのエンターテインメント施設を作るにあたっては、そういうことをしっかりと把握されて、我々と一緒にになって考えていく、そして構想に盛り込んでいくべきと考えております。

それから2点目。大阪は水の都と呼ばれておりまして、水都大阪につきましては、経済3団体、府市で水都協議会をつくって水の都の振興を図っております。今回のIRの場所につきましても、いわゆる水運の可能性のある場所でございます。あそこから船に乗れば大坂城も行けますし、道頓堀も行けますし、中之島も行けます。そういう中で、やはり今まで大阪の歴史である水都大阪というものの取り組み方についてもしっかりと検討する必要があると考えております。

それから、MICEの推進、誘致でございますが、府内で開催された国際会議の数というのが一応国内3位ですけれども、決して満足できるものではありません。さらに世界に目を転じると、東京が21位に対して大阪は100位というような状況でございます。これをどうしていくかということで、府、市、経済団体、観光局でMICE推進方針を3月に方向性としては確認したところでございます。しかし実態を言いますと、私どもは府立国際会議場を持っておりますが、これも実は2、3年先まで予約があいていません。狭いというか、広さはそんなにはないですけれども、いわゆる都市型MICEとして、取りこぼしありますが、

充実している状況になっている。

取りこぼしというのは何かといいますと、僕も何回かプレゼンに出ましたけれども、大体パシフィコ横浜と競合して争います。会議機能は3,000人ほどいけるのですが、展示スペースが足りないということで負けるケースが多いです。こういったことをこれからどうしていくか。決して会議が来ないわけではなくて稼働率はありますけれども、広さの問題があります。

我々のところには今、増設の話もございます。グランキューブ（大阪国際会議場）をあと5,000平方メートル増やすか、増やさないかという話もございます。これについて結論を出さなければなりません。この結論については、もちろんIRのMICE機能もありますが、現在大阪市が持っているインテックス大阪がどうなっていくのかということを、我々としては見きわめながら、インテックス大阪やIRのあり方議論についていくというか、そんな感じで結論を出していかなければなりません。そんなに規模はありませんから、ベイエリアと中之島は規模や目的で使い分けができるという方法論に関して、総論については溝畠座長のもとで開催したMICE推進委員会で決めました。けれども、各論はまだ何も決まっておりません。各論をしっかり議論せずに、いわゆるIRの中に10万平方メートルのMICE機能を作るので、と言ったところで、ほかに梅田にも1つございます。梅田と中之島、それから大阪市さんのインテックスが、今あり方検討されているようですけれども、そのインテックスとIRを加えた4つのすみ分けができるか、できないかという各論の議論が必要です。我々はもう投資判断を迫られておりますので、その話もきっちり議論をしてもらいたいと思いますが、我々はその議論にまだ一度も参加しておりません。

総論でいいますと、やはり大阪の観光、都市魅力の磨き上げやMICEといったものにつきましては、大阪府の府民文化部と大阪市の経済戦略局がいろいろな形で都市魅力創造戦略を含め、連携して行ってきたわけですから、そこについては十分、内容について議論できるようにしていただきたいと思います。今回、我々がこの場に呼ばれた趣旨が、最終として取りまとめる前に一回意見を聞いておこうということであれば、ちょっと違うのではないかなと思っておりますが、しっかりとこの辺を理解していただいて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○溝畠座長 ありがとうございました。次に、柏木経済戦略局長からよろしくお願ひします。

○柏木局長 ただいまご紹介にあずかりました大阪市経済戦略局局長の柏木でございます。

本日は貴重な機会をどうもありがとうございます。

ただいま岡本府民文化部長がお話しされた内容と結構重複する部分がありますが、私どもからお話をさせていただきたい点は3点ございます。

まず、1点目でございますけれども、夢洲のまちづくり構想というものを前提にこれから進めていきたいと考えております。これはMICEのことですけれども、このIRのリゾートのエリアにできますMICEの機能については、夢洲まちづくり構想をある程度前面に押し出して話を進めていただきたいと考えております。

では、夢洲まちづくり構想って何なのかという部分でございますけれども、国際的なエンターテインメントの拠点であるということ、ただそこの中で出てくるのは府民文化部長がおっしゃいましたけれども、どこにでもあるようなものではなくて、あくまでも大阪らしさ、そして関西らしさというものにこだわったものが必要なのかなと思っております。そういう意味で、1つ目はいわゆる国際的なエンターテインメントの拠点であるということ、そしてもう一点は世界第一級のオールインワンのMICEの拠点をつくりたいということでございます。こういうものをしっかりと適正な規模で、国際競争力、都市間競争を勝ち抜くための1つの大きなものをつくり上げていきたいと考えております。

これはどうしてこういう考え方が出てきているかというと、これも岡本府民文化部長がおっしゃったとおりなのですけれども、要は大阪ではオールインワンのものが実は非常に弱いということがございまして、これが非常に我々にとっての足かせになっていると考えております。グランキューブ、大阪府立の国際会議場におきましては、会議の機能は強いけれども展示の機能が弱いと、また一方で大阪市のインテックスに関しましては、展示の機能は強いのですけれども会議の機能が弱いという部分もございまして、それはもう委員の皆様、ご存じのとおりだと思います。

そういう意味で、このそれぞれに特性があるものは連携で何とかできる部分もありますが、逆に新しくつくる部分に関しましては、オールインワンの1つの大きな機能を持ったものというように、展示といわゆる会議の統合戦略を進めていくことができるようなそういう施設があってもいいのではないかと、常日ごろ、業務をやっている中で手前どもも考えておりまして、それが府民文化部長と意見交換していく中で、我々が大体出した一定の方向性であると考えております。

その意味で、しっかりとこの分野、オールインワンの1つのMICE機能というのをしっかりと国際レベルのものでつくっていくことができればと思っておりまして、その前段階ではございますけれども、実はインテックス大阪は、もう既に開業後30年たっています。こ

これからこのインテックス大阪、国際見本市会場の将来のあるべき姿をどうすべきなのかということも踏まえて、今、大阪府や有識者、近畿経済産業局も入れて、あり方検討をやっていけるところでございます。このインテックスのあり方ということも、しっかりと夢洲まちづくりの中の1つのMICE機能の中に取り込んでいただければ、より有効的な、有機的な、戦略的な連携と分業、そしていろいろなフォーメーションが組めるのかなと考えております。これがまず1つ目でございます。夢洲まちづくりを前提にした、いわゆるオールインワン型のMICE拠点をしっかりとつくっていくために、みんなで連携して意見交換させていただきたいということが1点目でございます。

2点目でございますが、これは大阪府も同じ状況かもしれませんけれども、私ども、このIRに関して、できるだけインフラ投資の部分について、市内または府内の中小企業に対しても利益があるような進め方をしていただきたいと思っております。もちろん世界的な貿易のルールなどもございますので、なかなか簡単にローカルコンテンツのいわゆる比率をどうするというのは、一定の制約があるかもしれませんけれども、やはり大阪でつくる、そして大阪の特性であるこの中小企業の皆さま方にとてのひとつ出番というか、活躍の場というものを、一定程度、税金を投入したり、または場合によってはIRがある程度つくられるにしても、大阪市、または大阪府域である限り、我々自治体としましてもある程度しっかりとそこの部分にコミットメントしたような形で話を進めていきたいと考えております。ぜひそういう意味で、市内で98%を占める中小企業の皆さま方の活躍の場でもあってほしいと考えております。

そして、3点目でございますが、カジノ収益については、国の話になるかもしれませんけれども、ぜひ地方における観光や文化、教育という分野にその収益が一定程度還元する、また還流するような仕組みというのを国に求めてもらいたいと考えております。本日は大阪市から保健関係も来ておりますけれども、やっぱりいろいろな意味でコストがかかる部分がございますし、そこに対しましてはしっかりとカジノの収益を、観光や文化、教育、そして地域のまちづくりにしっかりと資金還流するようなメカニズムをつくっていただくことができれば、よりよい全体の統合戦略のまちづくりという形につながっていくと考えております。

私ども大阪市経済戦略局からは以上でございます。ありがとうございました。

○溝畠座長 ありがとうございました。

次に、ギャンブル等依存症対策などにかかる各種対策の今後の取り組みの方向性につきまして、お話を伺いたいと思います。まずは藤井健康医療部長からよろしくお願いします。

○藤井部長　ただいまご紹介いただきました大阪府の健康医療部長の藤井でございます。

本日は今後の方向性と申し上げますか、大阪府の依存症全体の対策について資料をもとに簡単にご説明を差し上げたいと思います。

お手元のほうに大阪府から資料1、裏面に資料2を配付させていただいております。

まず、資料2のほうをごらんいただきたいのですが、依存症全般の対策、どういう体制で進めているかということなのですから、まず行政としましては、資料2の左上にございますこころの健康総合センター、これはいわゆる全都道府県、政令市にございます、法制度上の精神保健福祉センターに位置づけられるものでございまして、これがまず相談等を受け付ける行政の中核機関となっております。右上にございますのが保健所です。府は12カ所ですが、そのほか保健所設置市6市を含めると18の保健所、精神に関する窓口、地域における第一線の相談窓口として機能する機関がございます。

一方で、医療のほうは全般的な医療機関がございますが、平成26年に大阪精神医療センター、これは府立の精神科の病院でございます。この府立の精神科の病院が平成26年に国のモデル事業として地域拠点機関の指定を3年間受けております。ここを中心に現在、治療プログラムを進めているところです。

一方で、回復、自助グループでありますとか、司法でありますとか、当事者団体、そういう関係団体がたくさんございます。右下にございますが、こういう関係機関で今、大阪ディクションセンターという連携機能をつくって推進をしているところでございます。

資料1に戻っていただきまして、ではこういう推進体制でどういう依存症対策を進めているかということなのですが、左上、現状と課題、もう何度かこの会議でもご議論いただいていると思います。上3つは依存症にかかる方に関する課題ですが、下の2つ、まず治療する医療機関が少ないというのが現実でございます。とりわけギャンブルにつきましては、治療に関してもなかなか進んでいない。一番下の5つ目の丸ですが、いわゆる治療をすればすぐに回復につながるということでなくて、長期にわたる相談、治療、支援の体制が必要だということで、息長い総合支援が必要な対策であると、こういう現状と課題がございます。

その中で今後の取り組むべき方向性、この6項目を下に整理しております。これは28年度まで精神医療センターがモデル事業として様々検討した内容を6項目にまとめたものでございます。治療体制の強化、研修による人材育成、関係機関のネットワークの充実等々ございますが、その内容につきましては右側に今年度の取り組み状況をまとめております。

まず、治療プログラムにつきましては、アルコールにつきましては先行的に治療プログラ

ムが進んでいるところです。薬物依存症につきましては、ぼちぼちという集団療法がエビデンスをもってできているという状況です。ギャンブル依存症につきましては、先ほどの精神医療センターでGAMPという集団療法について昨年からモデル的にトライアルを始めている状況にあります。まず、医療機関側で特にギャンブルに関しては、治療プログラムそのものがまだ未確立であると。この確立を進めるために、医療機関をこの拠点施設である精神医療センターを中心にプログラムの開発、開発した後はこのプログラムを府内の医療機関に広げていくという取り組みが今後必要になってまいります。

また一方で、先ほど申し上げましたように、一時期の治療に終わる対策ではございません。生活支援を含めて総合的な息長い支援が必要な対策と申し上げました。そういう意味では治療者だけではなく、相談支援者、相談を受ける者を含めて、それを受けとめる人材を育成していく必要があります。

また、例えば先ほど申し上げました保健所と医療機関だけでは対応ができないため、多様な関係者、自助グループ、弁護士会等、もちろん警察の方も含めまして、多様な関係者による支援体制が必要だということで、大阪アディクションセンターというものの連携体制を構築しております。この活用を今後進めていく必要があると。

また、④のところにありますが、速やかにつなぐということで、一番最初に発見されるのは家族の方であったり、あるいは破産ということに至って、例えば弁護士関係の方が入り口になるということもあり得ます。そういったところから医療機関なり相談機関につないでいただく仕組みを今後整備していく必要があると考えております。

今後の方向性のところは今年度、新たな拠点医療機関を指定する等、進めていきたいと考えておるところですが、一番上に小さく書いておりますが、29年度、これに関する当初予算はわずか470万ほどの全体事業でございます。26年にモデル的に精神医療センターが拠点施設の指定を受けましたが、まだ依存症対策全般、とりわけギャンブルにつきましては、その取り組みが緒についたばかりと申し上げていいかと思います。

今後の基本スタンスですが、ギャンブルに特化した依存症対策ということではなくて、依存症対策全般の底上げを図る必要があるということで、アルコール、薬物含めた全体の底上げを図る必要があるということが1点、それと2点目が医療プログラム、とりわけギャンブルにつきましては医療プログラムそのものが未確立ということで、まずこの確立と診療報酬上の位置づけで各診療機関への展開を図るということが2点目、3点目に息長い支援のためのつながり、地域を含めたつながりの構築を進めるということで、担当部長としましては、か

なり地道な息長い取り組みが必要ではないかと、即効性があるということでなくて、息長く取り組む必要があるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝畠座長 ありがとうございました。次に、甲田健康局長からよろしくお願ひします。

○甲田局長 大阪市健康局長の甲田でございます。

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。今後の課題と方向性については大阪府と重なる部分が多くありますけれども、最後のほうで、またまとめさせていただければと思います。

それでは、1枚ものの資料をご覧ください。

まず、資料上部にあります現状と課題でございますが、1点目といたしまして、依存症治療は長期間に及ぶということでございます。これは依存症が習慣により生じる状態であり、また薬物治療の効果が限定的であるということが原因の一つと言えます。

次に、社会における依存症に対する理解がまだ進んでいない状況がございます。本人の性格の問題、意思が弱いから、一部の特別な人がかかる病気等の誤った認識といった現状がございます。

続きまして、治療可能な医療機関の不足、特に大阪市内の依存症治療における専門医療機関は限定的であるという現状がございます。依存症治療に対応できる入院病床が非常に少ないという課題もございます。

また、依存症に関しては、一旦回復いたしました後も、常に再発の危険性があるため、回復後の支援が重要であるということでございます。支援には自助グループ、支援団体等の役割が不可欠となってございます。しかしながら、自助グループ、支援団体はその運営・予算面で活動の制約があるという現状がございます。

次に、資料中段以降の平成29年度の本市における依存症対策事業について説明させていただきます。

1つ目のアルコール依存症については、本市におきましては医療機関、支援団体、自助グループ、家族会等との連携により、大阪市アルコール関連問題ネットワーキンググループの会合を毎月開催し、効果的な支援を実施する上での連携のあり方等についての協議を行っております。続いて、アルコール依存症の早期治療のための警察、医療機関との連携でございますが、これは飲酒運転の再犯者等を対象に、本人の同意のもと、お住まいの区の保健福祉センターにおいて相談、支援をするといった事業でございます。また、大阪市内12区で実

施しております酒害教室においては、依存症の回復者やその家族を対象に再発防止のための支援を行っております。また、飲酒と健康を考える会において、支援団体、関係組織等に対しての研修を実施し、連携を進めております。

続きまして、2つ目の薬物依存症対策についてでございます。本市では薬物依存症者への断薬継続のための個別支援モデル事業を実施しており、対象者への定期個別訪問等を行うことにより断薬を継続し、社会参加を進めていくための支援をしております。また、薬物依存症者の家族支援といたしまして家族教室を開催し、当事者に対する家族の対応方法を学ぶ機会を提供するとともに、家族同士の交流を深め、心身の回復をめざします。薬物乱用防止に係る普及啓発事業としましては、希望する中学、高校に対して講演会、また市教育委員会とともに教職員への研修会を実施して正しい知識を学んでいただいております。薬物依存に関する専門相談事業といたしましては、大阪市こころの健康センターにおいて薬物関連問題の個別相談を実施しております。

3つ目のギャンブル等依存症対策についてでございます。本市窓口対応を行う各区保健福祉センターの精神保健福祉相談員、生活困窮者自立支援員、生活保護ケースワーカー等多職種の職員を対象に研修を実施することによって、相談支援に係る人材育成を行ってまいります。また、回復後の支援に重要な役割を担うことになる民間の支援団体との連携を図ってまいります。

これまでの依存症ごとの対策に加えまして、資料右側の3依存症共通の対策といたしまして、大阪府が実施しております大阪府依存症関連機関連携会議及び大阪アディクションセンターに参画することにより、関係機関と連携してまいります。また、大阪府と同様、本市におきましても、国の依存症対策総合支援事業に基づく依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定を行い、依存症医療提供体制の整備に努めてまいります。そのほか、依存症者の回復後に重要な役割を担う自助グループ等民間団体の育成支援等についても検討してまいります。各区保健福祉センターにおいては、最も身近な相談機関として、対面、訪問、電話等による相談、支援を実施しております。

最後に、右下の今後の課題と方向性でございます。第1点目として、専門医療機関、治療拠点機関の選定につきましてですが、大阪市内に所在する依存症に対応可能な医療機関が限られており、今後対応を検討していく所存です。また、2点目といたしまして、国の依存症対策総合支援事業に定められております依存症相談拠点の設置につきましては、本市こころの健康センターを相談拠点として位置づけ、依存症相談員を配置し、依存症に対する相談事

業の充実を図ってまいりたいと存じます。3点目の各種依存症対策事業の充実につきまして、これまで実施している事業を充実させてまいります。また、4点目でございますように、今後もこれまで以上に大阪府と連携し、依存症対策の充実を図ってまいるとともに、最後の5点目のとおり、ギャンブル等依存症対策基本法などの法制化を含む国における依存症対策の動向を注視し、対応してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、今後とも依存症対策の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

資料の裏面に本市依存症対策のイメージがございますので、参考にご覧ください。

以上で本市の依存症対策についてのご説明を終わらせていただきます。

○溝畠座長 どうもありがとうございました。

ただいま岡本部長、柏木局長からは観光やMICE、経済振興という観点からお話をいただきました。まず、岡本部長、柏木局長からご説明いただきました観光、MICE、経済振興という観点からのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただけますでしょうか。

まずは、私から現状認識ということで、結局、今、岡本部長がおっしゃったとおり、実は文化、スポーツの誘致をいろいろと頼まれても、ほとんどキャパが埋まってしまっています。MICEも実際、ふたを開けると埋まっていると。ただ、客観的評価として、今なぜ世界最高水準という言葉が出てきたかといいますと、経済性や都市のブランド力向上、あるいは質の高さというところで、もっと質、量ともに高めなくてはいけないというところが、おそらくお二人の共通認識だと思います。今後さらにこれを上げていくとなれば、世界の競争という中で、世界水準でいけば、オールインワンという要素がここに入ってこない限りは、稼働率は高くても、経済効果と都市のブランド力向上という点ではなかなかめざすべきところには到達していないというのが、お二人とも現状認識だと思います。特に文化やエンターテイメントは非常に多岐にわたる分野なので、このあたりの現状評価や課題につきまして、それぞれお話をお願ひします。

○岡本部長 文化、芸術につきましては、最初にも述べましたとおり、大阪には今、2,000人以上のホールで一般に貸しているものといえば3つですが、いずれもほとんど稼働率がいっぱいです。

ただ、今度IRに同規模のものをつくりますと、競合したときに、既存のところが今の稼働率を守れるかというのもあるので、やはり先ほど言いましたように、差別化したような、

やはりここでしかできないものが必要。今、大阪城ホールで1万人ぐらいあるのですかね、私どものグランキューブで2,750人。でも先ほど言いましたように、さいたまスーパーArenaは3万人あって、代々木でも1万3,000人入ります。そういう規模のものがないので、結局大阪はニーズを取りこぼしてしまう。例えば、この前、ポール・マッカートニーが来ましたけれども、東京でしか公演しない。大阪では、その規模のものが大阪ドームしかなく、そこがとれなかつたら、採算がとれないで大阪には来ませんということです。このような形で世界の有数のコンテンツを大阪、関西の人が見られないというのは多々、表に出ない中でいっぱいあります。実際、1万数千人以上入るところが大阪ドームしかない。でも、世界のトップクラスの公演で採算をとろうと思えば、興行する側もそのキャパシティではできませんと、こうなってしまいます。だから、知事も言っていましたけれども、民間で採算がとれることもないし、公共もとてもじやないけれども採算が合わない中で、一体型でそういうものができるかというのが大きな課題だと思います。

そういうことをやってもらいたいし、例えば大阪には伝統芸能としていろいろなものがございますが、文楽でも今は文楽劇場がとれません、いっぱいです。あるいは歌舞伎につきましては東京では年中やっている歌舞伎座を含めて2つ、3つ劇場がありますけれども、大阪では松竹の1つ、それも年間数ヵ月だけ。これらについて、もっとキャパシティが必要なのかどうかというのをきっちり分析する。客が来なければ、市内の中心に松竹座があれば、新しくつくってもしょうがないという話になるので、ニーズがあるのかとか、そんな話をきっちりやってもらいたいということです。

もう一つ、MICEに関して、グランキューブで平成27年に開催した国際会議の参加者総数は7万6,800人、2番目のナレッジキャピタルと同じく4万人と、非常に多いです。規模的にいえば限界はありますけれども、この参加者総数のうち、外国人は、グランキューブには7,600人来ていて、ナレッジキャピタルの1,300人に対して非常に多い。では、オールインワンの大きなものをつくったときに、我々のこの施設が継続して必要か、あるいはそこに任せて畳めるかとかいう岐路にきてているわけです。

もちろんこの前、溝畠座長のもとで策定した戦略としては、総合的に考えて、できるとなったときに、我々のグランキューブは、展示面積が実は2,600平方メートルしかないので、もっと増やすという議論もあります。そこはやはり最初に言いました大阪市のインテックスも耐用年数が近づいている中で、果たして閉められるのか、現地で建てかえられるのか、あるいは夢洲にもっていくのかを含め、それとIR事業者がつくるであろうMICE機能と、

いわゆる三すくみ、さらにはグランフロントも入れたら、四すくみでそのバランスをとってやつていけるのか、そこをちゃんと掘り下げて議論をしないと、総論から各論に入らないといけないと思われます。その各論の議論を、大阪市さんは今検討を始められましたから、そこを踏まえた中でそれぞれの役割分担、すみ分けができるのか、我々のところは拡張しないで現状でいくのか、都市型MICEは必要ということで拡張すべきなのか、そういうことをこの1年ぐらいに決めなければいけないということを念頭に、しっかりとこれからは議論をしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○柏木局長 ご質問のエンタメ、文化の部分ですが、少し話が重複するかもしれませんけれども、大阪城ホールを私ども管轄しております。大阪城ホールに関しては3年先まで大体全部埋まっているという状況で、これは大口の大きな会館というか、そういう施設を持っているところは、大体どこも似たようなオペレーションになっています。ただ、100%という数字が出てこないのはどうしてかというのは、ご存じのとおり、平日、資材搬入などをやっていることもありますので、数字上は利用率が100%になることは、普通はあり得ません。ここも3年先まで埋まっているというのはある意味限界がきていて、ここから先はコンテンツを増やしようがないとなった時に、これでもいいという考え方もありますし、岡本部長がおっしゃるように、やっぱり取りこぼしている部分があるのではないかなど、もっと違う観点から取れる部分があるのではないかということについては、おっしゃるとおり、あると思っております。

そういう意味で、では、新しく夢洲でつくるもの、MICEの中にそういうものがどれぐらい新しいものを取り込んでくることができるのかという部分を、我々は本当に考えなければいけないと思っております。先程、話がありましたけれども、大阪らしさを何らかの形で含めることができるかという部分が大きなポイントになってきます。要はただ箱をつくってやるのであれば、どこか他の国でもできることになりますし、ほかの地域でもできることになります。大阪でつくる限りはどうして大阪なのか、大阪らしいものをつくりたいという部分もありますので、コンテンツにおいても、そういうものも含めたいわゆる興行なり演目が対応できるような、総合的な1つの機能があればと思っております。

それと、MICEの会場機能の話と文化の機能は少し違うかもと思われるかもしれませんけれども、MICEの場合、基本的にはいろいろな意味で、会場であったり、会議であったり、展示であったり、エンターテインメントというのを、複合的に統合することによって、価値を上げていくという要素が当然含まれておりますので、そういう意味でMICEのあり

方そのものもそうなのですが、どんなものをこれから我々が取り込んでくるのかということを考えた時に、やはりどの程度の規模のものが必要になってくるのかということは、しっかり考えなければいけないと思っております。

そういう意味で、まず我々は自分達の部分をわきまえながら考えてはいますが、少なくともインテックスについて、だんだん年齢がきている中でどうすればいいのかという部分で、あるべきインテックスの姿、つまり私どもが見ているあるべきいわゆる国際会議場や展示場というものの規模感や役割、果たすべきミッション、そういうものを考えた時にどれぐらいのものが要るのかという部分について、会議や展示の分野のみならず、いわゆるエンターテインメントを併せた形で1つのオールインワンとなった時に、どんなものが求められるのかということを常に気にしながら、今、あり方検討を関係者の皆様と進めています。明確な答えは今まだ出し切れない部分もありますけれども、そういう方向性で今、進めています。ということをご理解いただければと思っています。

○坂本局長 今、岡本部長と柏木局長から、特にMICEに関して貴重なご意見をいただきました。IRを進めていく上で、MICEが拠点施設の中核として政府でも位置づけられております。私どもとしましても、夢洲まちづくり構想でも掲げてますが、この夢洲にオールインワン型の約10万m²以上の国際競争力のあるMICEをしっかりと整備をしていく、そういう方針で臨んでいきたいと思っております。

その中でも、先ほどお話がありましたように、既に市内、府内にある既存のMICE関係、会議場等との役割分担をどうしていくのか。特に今お話をありましたインテックス大阪は、ベイエリアということで近いエリアですので、ここも含めてどのようにお互いに役割分担をして機能強化を図っていくのか、そのことについては大阪としてのMICEのトータルの戦略が必要だと思います。そういう意味では、今、府市、経済界も含めて、溝畠座長も入られてMICE推進委員会でもご議論いただいているが、その中でもIRにどういうMICEを求めていくかということも含めて、トータルとしてこの大阪におけるMICEについて議論を深めていかなければと思います。岡本部長からもありましたように、おそらく時期としてはここ1年ぐらいの間に、大きな方向性を見出していく必要があるのかなと感じております。

○溝畠座長 それでは、依存症対策につきましても、今、部長、局長からお話をありましたが、これについて委員の皆さまからご意見はございますか。

○宮城委員 質問ですが、誤った認識というのが書いてありますけれども、依存症についての正しい認識というのは何でしょうかというのが1つ。それからもう1つは、今日初めてな

るほどと思いましたが、大阪市健康局の資料に、自助グループや支援団体による再発しないための支援が重要と書いてあり、我々も少しここは頭になかったなと思いますけれども、よく海外では話を聞くのに対して、現状日本ではどういう自助グループや支援団体が活動しているのかということについてお話を願いします。

○甲田局長 誤った認識についての件ですけれども、個人の性格の問題や意思が弱いからなど、そういう個人の資質による病気であるといった思い込みのようなものを、一応誤った認識と記載させていただいている。

○宮城委員 これは、非常に率直に言うと治るのでしょうか。

○甲田局長 再発しやすいとは言えると思います。治るかどうかは井上教授がお詳しいと思うのですが。

○井上委員 まず、正しい認識というは何をもってするのかということについては、いろいろな考え方があると思いますけれども、精神科医としては、これは生物学的な病気である、だから個人の思い込みや意思の問題ではないというのが1点です。そして、極端に言えば、誰でもなる。病気であるということです。病気であれば、やはり治すということが大事になってくるので、当然我々精神科医がその治療に当たっているわけですけれども、その治り方にも様々な考え方があると思います。例えば、癌などでしたら、場合によっては病巣をズバっととつて、いわゆる治ったという状態もあり得ると思います。しかし、例えば、高血圧や糖尿病などであれば、症状を抑えて生活できていれば、社会的にはある意味、治っている状態です。いろいろなお薬を飲みながら働いて、生物学的には治っていないですけれども、一応落ち着いて社会生活がされることも、ある意味、社会的に治った状態という理解もできると思います。

依存症の中で一番有名かつ多いアルコール依存症で本当に苦しんでおられる患者様がいっぱいおられます、あの人達が治るということは、お酒を適切に飲めるようになることかといったら、僕はそれは期待しないでほしいと言っています。すなわちアルコール依存症の方々は、もうアルコールをやめていただくことが必要で、アルコールをやめた状態であれば普通に社会生活が送れるようになりますし、特に問題はないと思います。ただ、一定の期間、数年という単位がたっても、また一度お酒を飲むだけで、いわゆる生物学的にまた元に戻ってしまうことがあるのです。いわゆるスリップや再発などという話がありますので、アルコール依存症は、極端な表現をすれば一生闘い続けていかないといけない。ただ、きっちりと闘っていただいている方というのは、社会的には普通にお仕事に戻られて、

普通の生活を送っておられる方も多いと思いますし、そういう形で治るということをめざして我々はやっておりますし、それで社会にきっちり戻っていかれる方も多いと思います。ただ、それはお酒を飲んで大丈夫になるといった治り方ではないというご理解をいただければと思います。

○溝畠座長 ありがとうございました。そのほか質問、意見はございませんか。

○加賀委員 少し質問させていただきたいのですが、先ほどのMICEやコンサートなどの文化施設についてですけれども、今、現在の施設とのすみ分けや役割分担というような話がございました。これからの大府市の中で、そのような文化施設やMICEも関わるような件につきまして、例えば日本国内でのマーケティングというか、今の動向も含めたような形での検討なり今後の考え方というようなものを議論する場など、そういうものをこれまで持たれているのでしょうか。先程は、これから各論でそういうことを議論する必要があるという話でしたが、そのあたりの状況を少し教えていただきたいと思います。

○柏木局長 実はおっしゃっていただいたその内容はまさに我々も気にはなっておりまして、そもそも議論として、今後どれぐらいのものが必要なのかということを考える時には、当然あり方を考えるに当たっては、つまり今の状態だと、周りの話というのは当然世界のニュースですよね。そういうものも踏まえて話をしないといけないということで、実はインテックスに関して申し上げますと、インテックス大阪のあり方検討の会議の本格的議論が間もなくスタートします。これは少し準備に時間がかかりましたけれども、1ヶ月ぐらい前からその話があって体制をつくって、委員を決めまして、これからその中でいろいろ現状の分析でございますとか、世界の需要の動向、そのあたりをしっかりと理解した上で大阪としてどの辺を狙っていくのか。大きければ何でもいいというわけにもいきませんので、どのあたりをある程度落としどころにするのかということを、我々としてはインテックスをどうするかというよりは、まずそもそも大阪で全体としてどれぐらいのものが必要なのかというところから順番に、いわゆるドリルダウンしていくような形で必要なものを絞り込んでいきたいと。その中で、では、インテックスはどういうものが機能として必要なのかということ、また連携するのであれば、どこがどれぐらい必要なのかなど、そういうことをしっかりと考えていくという意味で、いわゆるインテックスのあり方検討の会議の中では、実は大阪府の府民文化部の方にも入ってきていただいて一緒に考えていきましょうということで、そういう場を今つくっているところでございます。

○岡本部長 加えまして、私どものグランキューブにつきましては、今、中之島のリーガロ

イヤルホテルもあるところでまちづくりの検討が進んでおり、その中では、私どもとして、会議場を拡張するかどうかということも検討しています。その結論を出さないといけません。あと5,000平方メートル程度増やす、増やさないという話を考えなければいけない。我々も検討費をつけて検討を行うこととしていますが、やはりインテックス大阪の動向が大きいものですから、インテックス大阪がどういう建てかえをされるのか、IRに統合されるのか、されないのかわかりません。少なくとも今の世界の趨勢でいえば、医療や教育の一部はIR施設で国際会議をしないという話もある中で、それが果たしてグランキューブにくるのかどうか。我々の目の前に拡張するかしないのか、投資をするかしないかの話がありますので、今年度調査費をつけながら、また大阪市のインテックスの会議にも入れさせていただいて、ともにどうあるべきかということを考えていく。今まさに、その途中でございます。

○加賀委員 ありがとうございます。やはり大阪市の中で、そのような文化やMICEの機能をどうしていくかということを、オール大阪で考えていくということが本当に大切だと思いまして、そこで今回のIRにおいても世界最高水準というようなところを考える中で、大阪としてもそういうような最高水準として考えていくとするならば、例えば、大阪の中での役割、地域の中での役割分担、施設での役割分担など、そういうことを今のベースも踏まえて考えていかないといけないというのがありますし、また大きなコンセプトから考えていくという両方の視点が必要なのかなというようなことを思った次第です。ありがとうございます。

○溝畠座長 ありがとうございました。

そろそろお時間がまいりました。先程、岡本部長と柏木局長がおっしゃったことを整理しておきますと、大阪府市都市魅力戦略会議の中で、MICEが重点項目に入っていますが、実は昨年来から岡本部長、そして柏木局長、また今日来られております関西経済同友会の関係者の皆さんまで、今後大阪がどういうMICEをめざしていくか、ソフト、ハード両面から、そしてこのIRの構想、また中之島の問題、現在のうめきたの開発の問題、インテックスの問題を総合的にまとめようということで、この構想とIRの構想は非常にリンクしており、そこは府市、経済界、観光局、経済界を挙げてまとめていこうという方向で進んでおります。都市魅力戦略会議では文化力を高めていくということで、これは岡本部長が事務局をやっておりますが、今後のるべき文化に関する意見というのは当然そこに組み込みながら、オール大阪で取り組むというのがこのIRの基本構想をつくるに当たっても一番大事だと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

それでは、次の議題に移らなければいけない時間となりましたので、岡本部長、柏木局長、藤井部長、甲田局長、お忙しい中ありがとうございました。

それでは、次に資料1の国の動向につきまして事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、国の動向についてご説明をいたします。

6月29日にこの会議を開催してから、国では7月4日、11日、18日の3回、推進会議を開催しておりますので、その主なポイントにつきまして、資料1に基づきご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。7月4日の第6回推進会議で審議された主なポイントでございます。上から2つ目の枠囲みの公租公課の検討の方向性でございますが、まず納付金につきましては、カジノ管理委員会の経費に相当する定額部分に加え、カジノの粗収益であるGGRの比例部分もあわせて徴収する。また、GGR比例部分の水準については、諸外国との実効負担の比較やIRを取り巻く競争環境を踏まえて定める、使途については幅広く公益に用いるなどの方向性が示されております。次に、2つ下の入場料につきましては、他のアミューズメント施設における入場料などを参考に金額を定める、使途は公益目的に用いるなどの方向性が示しております。その下の国・地方の配分関係等につきましては、納付金及び入場料は、国・認定都道府県等の折半、2つ下でございますが、また立地市町村等及び周辺自治体に対しては、都道府県等からの納付金を一部交付でき、その配分については認定都道府県等が作成する整備計画の記載事項とするなどの方向性が示されております。

次に、2ページをご覧ください。7月11日の第7回推進会議で審議された主なポイントでございます。一番上のIR事業の監督・IR区域整備等でございますが、まずは主務大臣と都道府県等、IR事業者との関係につきまして、表題の下にございます図をご覧ください。この図は各段階における主務大臣や都道府県等の役割を整理したものでございますが、まず基本方針策定、実施指針の作成の段階では、主務大臣が基本方針の策定・公表を行い、それに基づき都道府県等が事業者の提案を踏まえた実施指針を作成し、主務大臣の同意を得るといった方向性が示されております。次に、区域整備計画認定の段階では、主務大臣が認定基準の策定を行い、都道府県等は事業者を公募・選定の上、事業者が作成する事業計画を踏まえた区域整備計画を作成し、主務大臣の認定を得る。また、その後は都道府県等と事業者が締結する実施協定について主務大臣の認可を得るといった方向性が示されております。最後に、事業実施の段階では、主務大臣がガイドラインを作成し、それに基づき都道府県等と事業者が区域整備計画等を実施した上で主務大臣が監督・評価を行うといった方向性が示され

ております。次に、その下のＩＲ区域整備に係る地域の合意形成につきましては、例えば都道府県が区域整備計画を作成する場合には、立地市町村等に協議等を行うとともに、公聴会等の開催、都道府県の判断で任意に設置する協議会での協議、都道府県の議会の議決といった方向性が示されております。

次に、3ページをご覧ください。7月18日の第8回推進会議で審議された主なポイントでございます。下の枠囲みの刑法の賭博に関する法制との整合性でございますが、下にございます目的の公益性を初めとする8つの観点から検討を行い、ＩＲ・カジノ制度は全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性は図られているといった方向性が示されております。

次に、最後のページをご覧ください。これは依存防止、地域風俗環境といった懸念事項対策について、府市としての考え方を取りまとめ、7月20日に国へ提出した資料でございます。取りまとめに当たりましては、前回の推進会議でいただきましたご意見などを踏まえ、例えば1番のカジノ事業者に対する入場規制や広告規制の実効性の確保、裏をめくっていましたとして、3番の依存症対策全般に関する予算の拡充、4番の予防教育プログラムの開発や予防教育の実施、8番の治安維持等の観点からの警察力の強化など、8項目について整理をいたしました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○溝畠座長　ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

○谷岡委員　まず1ページ目の国・認定都道府県等の折半としてはどうかというの、国のほうのいろいろな委員の皆さまが随分頑張ってくれたと素直に評価したいと思います。それまでの水面下のいろいろな話し合いでは、国が大半をとっていくのではないかという噂がずっと出ていましたけれども、認定都道府県に1対1ということでやってきたというのは、よくぞ国税庁相手にここまで闘ってくれたということを素直に評価したいと思います。

2ページ目をお願いします。私が大きな声で意見を言いたいのは、まず都道府県等が事業者と共同で実施する、つまり、地方が自在にある民間事業者と一緒に何かの共同事業をする、そういう場合にはその人達を信じてなるべく自由にやらせるというのが本当は国の方針のはずです。ところが、国土交通省及び国税庁、警察庁も含めて、いろいろな縛りを何とか持っていきたいということで、この主務大臣というところにいろいろ書いてあります。ただ、この中に、認定や実施協定の認可等の後にひょっとしたら恣意的に取り消されないとも限らない文言が含まれておりますので、できればスペルアウトして、どういう時に認可取り消しがあるのか、国からの関与があるのかということを、地方自治体、我々としては、あらかじ

めしっかり言っておかないと、地方の自主性といいながら、地方の力がどんどん弱められる可能性があると思っております。単なる意見です。

○溝畠座長 ありがとうございます。実は私も7年前の観光庁長官時代から、IR推進法を議連の皆さんと一緒に議論を進めている際、地方公共団体の自主性をどこまで尊重していくかということが、法案審議するに当たって、基本的な考えになったところであります。国のIR推進会議で示された方針によれば、実施指針作成の際に同意が入ってくるなど、IRを導入するにあたり、国が指針から、認定、事業実施など、いろいろなところで何度も同意、もしくは事前に了解という手続きが必要になります。今、谷岡委員から、地方公共団体の自主性をもう少ししっかりと担保してはどうだというご意見がありましたら、このあたりは坂本局長から、現時点でのお答えで結構ですのでお願いします。

○坂本局長 ありがとうございます。確かにこの2ページで今回示されましたプロセスの中では、幾つかの同意、認定、認可というステップが示されておりますので、そういった意味では、国も一定というより、相当程度、関与されるという方針が示されたのかなと受けとめております。

ただ、座長からありましたように、やはり地方の創意工夫を生かして、かつIRというものは民設民営の事業であるという、このIRの大きな精神がしっかりと生かされるように、今ご指摘がありました認定あるいは認可の要件といいますか、その辺の明確化につきまして、しっかりと国ともお話をていきたいと思っております。ありがとうございます。

○谷岡委員 他の自治体と共同戦線を張ってでもぜひお願いします。

○廣瀬委員 2点あります。1点目はこの納付金の水準について、一応いろいろなところを勘案しながら決めるということなのですけれども、法人税との関係なども含め、総合的に考えないといけないと思います。単純に「納付金の水準が海外ではこうだから日本もその程度」という形で決めると、日本は法人税でもかなり取られるものですから、IR事業者も来辛いと思います。

先ほどのお話の中でもありましたように、IR事業者には、MICE施設や文化施設なども含めて、いろいろと作ってもらわないといけません。そういうものはIR事業者にとってみればコストですから、オールインワンで考えた時に、あまり納付金が高くなり過ぎると、MICE施設に回ってくる資金が減ってしまいます。納付金はかなりリーズナブルなところに落としていいっていただかないと、「沢山取ったから良い」ということにはならないということは、少しご留意いただきたいと思います。

2点目ですが、資料の中で若干懸念するところがあります。ジャンケットについて、「条件付き○」となっていますが、これについてはどのような取り扱いになるのでしょうか。シンガポールなどでは条件付きで認めていると思いますが、よほどきちんと条件をつけないと、いろいろ問題が起るかと思いますので、この辺については慎重に取り扱いしてもらうようにお願いしたいと思います。

以上です。

○溝畠座長 1点目はもうまさに廣瀬委員がおっしゃったとおりでございまして、過去の国会答弁の中でも、納付金水準設定に当たっては、IR事業者の投資意欲を減退させないように総合的にきっちり判断すべきであるという答弁も出ております。また附帯決議にもそのようなことが位置づけられておりますので、我々としましても、たくさん納付金は欲しいですけれども、やはり投資意欲を減退してはいけないというところはよく分かっておりますので、そこは十分に注視していきたいと思います。

それから、2点目のジャンケットにつきましては、実は法案をつくっていく過程でもいろいろ意見があった部分で、このあたりを谷岡委員からお願いします。

○谷岡委員 私の後、勝見委員に少し補足していただくのがいいと思いますけれども、私が委員の何人かからそれとなくお聞きした範囲では、要するにシンガポールでは10万ドルを預けた方にはハイローラーとしての資格が与えられて、税率が低くなったり、いろいろな状況がございます。それを含めて一定の顧客、つまり信用度を図る意味として一定のデポジットがある客に関しては、そういうジャンケットの対象としてもいいのではないかという議論がどうやらなされたようです。それがジャンケットの一番上の条件ですが、2つ目については、これはマカオでとっているようなやり方であり好ましくないだろうということで、マカオ方式はとりませんよということだろうと認識しております。カジノが直接顧客に貸し付けを行い、回収を行うやり方を民間がやりたいと言った場合、民間の責任においてやらせるのかどうかというところが話し合われたようですが、結果、3番目でペケとなっているところを見ると、これはだめだったのかなという感覚を持っております。後は勝見委員に補足をお願いいたします。

○勝見委員 多分、このジャンケットの問題や、それからここに書かれています公租公課の中の入場料の問題というのは、総合的に判断すべき問題かなと思っています。というのは、そもそもこのIRのゲーミング部分に、誰に来て欲しくて誰に来て欲しくないかということを議論しないことには、この制度設計にはやっぱり反映されないかなと。

例えばジャンケットという部分で必要になるとすれば、主に中国のメインランドから来るお客様というのは、なかなか日本の企業が直接営業するというわけにいかないでしょうから、それをエージェント的なところにいかに任せるかという議論になってきます。そこで問題になってくるのがローンシャーク的な問題であったり、マネーロンダリングの問題であったり、第三者のそういった企業が入ることで特定の問題が出てくるかと思いますけれども、そこに関しては国によってやり方が違っています、例えばシンガポールだと、本当に限定的なライセンス制度のもとに、貸し付けなどを一切できない形でローンシャーク的な問題を排除したり、アメリカのネバダだと、単なる紹介だけになりますから、要するにお金などの流れは一切反映されないので、マネーロンダリングの問題もなかつたり、このあたり問題の程度によって対応の仕方があるので、もしインバウンドで中国からのVIPなどにもたくさん来て欲しいということならば、そのあたりも含めてきっちとした議論をすべきだと思います。

入場料も同様です。入場制限は絶対必要だと思います。特に入ってはいけない方々、犯罪者であったり、それから先ほどから出ています依存症の方々、それとともに未成年の方など、絶対に入れてはいけない方々のための入場制限という仕組みは必要です。それが安易に入場料を課せば入場制限になるのかといったら、少しこれも違うという気はしています、単純に入場料を高くしてしまうと、日本のお客さんが基本的に入れなくなってしまいます。そうなってきた時に、では、どこにターゲットを置いてこのIRは存在するのかということの議論と直接関わってくる問題なので、このあたりは慎重にしたほうがいいと思います。ある研究者によると、シンガポールなどの入場制度というのは、依存症の方々には制限にはならなくて、逆にそれを増長させる仕組みになっているという指摘もあるだけに、このあたりも慎重に議論をすべきで、前提としてこの入場料をとりましょうという議論は少し違うのではないかという気がしています。

以上です。

○溝畠座長 ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。資料2、大阪IRのめざす姿につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○池田参事 IR推進局推進課、池田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。資料2の大坂IRのめざす姿につきましてご説明申し上げます。

まずは1ページでございます。前回の推進会議では、大阪のIRにつきまして、世界中を

魅了し、あらゆる層を呼び込むとともに、施設、機能が更新され続けることをめざす世界最高水準の成長型 I R という基本コンセプトをお示しいたしました。その実現に向けて、ここでは時間軸、空間軸、それからポテンシャル、この 3 つをキーワードといたしまして、時間軸に沿った成長・発展を続ける、いわゆる夢と未来を創造する I R 、そして空間軸に沿って成長し波及する、ひろがり・つながりを生み出す I R 、さらにはポテンシャルを活かして価値を創造する「夢洲」を活かす I R 、この 3 つを大阪 I R のめざす姿としております。

2 ページでは、具体的な取り組みをそれぞれまとめております。1 つ目の夢と未来を創造する I R につきましては、世界中に類をみない新しいエンターテインメントを体感できる空間を演出すること、世界水準の質、規模の展示施設、会議場等を備えた複合施設を整備いたしまして、産業の振興やビジネスの創出に寄与する人・モノ・情報・技術の交流拠点とすること、メディカル、スポーツ、フードなどをテーマにしたニューツーリズムを創出すること、大阪のランドマークとなるようなシンボリックな都市景観を形成すること、 I C T 、 I o T など確かな技術に支えられたスマートなまちづくりを行うこと、そして次世代を担うグローバルな人材育成の場とする、このようなことを挙げております。

2 つ目のひろがり・つながりを生み出す I R につきましては、世界中の人があこがれ、訪れたいと感じる空間を形成すること、大阪・関西・日本の歴史、文化、観光資源など様々な魅力を発信する、オールインワン M I C E 拠点やホスピタリティあふれる大規模宿泊施設、さらには多様な交通ネットワーク等を備えた国内外からのゲートウェイ機能を果たす広域観光拠点となること、関西・西日本と連携することにより、夢洲を訪れた観光客を周辺各地へ送り出すこと、そしてイノベーションにつながる最先端技術をショーケース化しまして、世界中へそれを発信する、こういったことを掲げております。

3 つ目の「夢洲」を活かす I R につきましては、海に囲まれた広大な土地を最大限に活かしまして、ゆとりある空間を演出する、都心では実現が困難な最先端技術等の実践・実証の場とすること、世界中からのあらゆる来訪者が 24 時間快適に安心して楽しめる空間を提供すること、そして広大な土地を段階的に開発しまして、将来の成長や発展を感じさせる空間とする、こういったことを挙げております。

3 ページは基本コンセプト実現に向けたイメージをお示ししております。エンターテインメント施設や国際会議場・展示場などの I R を構成いたします施設におきまして、大阪 I R の 3 つのめざす姿を追求することによりまして、成長のスパイラルを生み出し、トータルとして世界最高水準の成長型 I R を実現してまいります。

I Rのエリアといたしましては、4ページにございますとおり、夢洲の北側、約70ヘクタールのエリアを中心に展開することとしまして、I Rの波及効果を見定めつつ、土地造成の進捗に合わせて機能拡充を図り、長期的な視点で国際観光拠点の形成を進めてまいります。

また、交通アクセスに関しましては、5ページにございますとおり、関西、伊丹、神戸の3つの空港の中心に位置します夢洲におきまして、I Rを核とした国際観光拠点を形成することを契機といたしまして、鉄道や海上交通など多彩なアクセスの構築が誘発され、周辺都市、さらには瀬戸内方面などとの間に、より充実した広域の交通ネットワークが形成されるものと考えております。

6ページには、夢洲における複合ウェルネス・ツーリズムの創出を通じ、関西全域に波及、連携するイメージをあらわした図といたしまして、大阪観光局からご提供いただきました資料を、参考として掲載しておりますので、あわせてご覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○溝畠座長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

○宮城委員 先ほど、府や市からもお話をあったので、それも含めた形でお話を申し上げたいと思います。まず、M I C Eについてですが、大阪商工会議所の中の議論でも、I Rについて、やはりこのM I C Eが一番大事だなという声が非常に多いので、M I C Eのところをしっかりとどうしていくかというのが非常に大きなポイントだと思います。

先ほど、府や市から既存の施設との関係を中心にいろいろなお話がございました、それはそれで重要な論点だと思っていますが、私どもで出た意見の中では、ひとつ大阪の成長産業といったものと、このM I C Eをリンクさせて欲しいというのが大きなポイントとしてあります。一方で、I RのM I C Eは医薬の方には行かないなどというお話もありますけれども、それは少し別として、やはりこの中に書いてあることは書いてありますが、メディカル、スポーツ、フードなど、そういうまさに我々が成長分野だと考えているところと、M I C Eがうまくリンクできないかと。それからオールインワンというのはもう当たり前になっていますけれども、先ほども議論でありましたターゲットをどこに置くのかということが一番重要で、いろいろな点でターゲットをどうするのかと、勝見委員もずっと言われている点で、個々の施設でもターゲットをどうやっていくのかというのが極めて重要なポイントかなと。世界最高水準を狙うと、一番大きなすばらしい国際見本市と国際会議となって、稼働率の関係はどう考えるのか。1年、52週しかないですから、1週間に1個だと52回の国際会議し

かできないということになるし、では、中規模のもので狙うのかと。やはりこういうターゲッティングを一つ一つ落とし込んで答えを出していくのかなと。そこを今度は大阪のMICEは狙うのだというものを出していただければなと思っています。最もここが、MICEの中では重要なところかなと思っています。

それから、一方で、ハードではなくソフトの問題はどうするかというのがあって、これは実はハードにも絡むのですけれども、シンガポールに行った時に、MICE施設の会議の周りは、サンズかゲンティンか忘れましたけれども、周りは全部、厨房施設です。それはインセンティブツアーのことを考えると、会議場の外側に全て厨房施設がないと、同時に何千人に対するサーブができないという考え方からくるので、例えばインセンティブツアーを中心にMICEを考えるのであれば、どのスペースからも食料を運べるという施設になると。でも、インセンティブツアーではなく、ミーティングがターゲットだといったら、そこまでの施設は要らないかもしれない。これも先ほど言ったターゲットなのですが、ハードだけではなくてソフトも、そういうターゲット等が絡んでくると思っています。場合によると、IR事業者が引っ張ってきやすいものだけのMICEというのも問題だと思いますので、MICEはハードに加えて、どういうMICEを引っ張ってくるのかということを考えないといけないし、それを考えるうえで、IR事業者に加えて、MICEについて一番知見があるのは大阪観光局だと思いますし、あるいは経済界と、どのように運営していくのかという点についても、決める前の話ではなくて決めた後の運営も加えて、そういう議論が必要だと思います。MICEはIR事業者が全部やってくれるからいいのだというわけには絶対にいかないと思っていますので、ハード、ソフト両面で、ここはいろいろなことを考えないといけないと思っています、というのが1点であります。

それから2点目ですが、エンターテインメントのところで2つありますて、1つは大阪商工会議所の中で、この観光について議論があった時に、夢洲というロケーションを考えると瀬戸内海はとても大事なポイントではないか、日本の中の広域観光で最も残されて開発されていないのは瀬戸内海だ、夢洲に日本への送り出し機能を持たせるとしたら、まず第一に考えるべきは、瀬戸内海をどうやって海外の人にPRするのかということが重要な視点ではないか、というお話があって、なるほどと思っています。多分日本で唯一残された最大広域観光資源の瀬戸内海については、大阪が出遅れているのかなという気も実はしているので、ここはイニシアチブをとって、夢洲を中心とした瀬戸内海の広域観光の入り口をつくるということは大事な点だと思っています。

それとの絡みで、先ほど大阪市がエンターテインメントは大阪らしさと言われていましたけれども、これもどなたに来ていただかうかということをよく考えていただかないと、大阪らしさを私も否定するものではないですが、イスラムの人に大阪らしさというのはあるのかを考えると、その前に、まず彼らは日本に来る人ではないかと思います。もう一点、IRをもう一個、どこがつくるか分かりませんけれども、そちらが日本らしさを前面に打ち立てたら、大阪らしさで観念として勝てるのかと思います。大阪らしさって大事だと思いますけれども、その前に、要するにターゲットで誰が来るからその人達が喜ぶ、かつその人達は日本に来るのであれば、まずは日本でないかと。そのうえで、さらにプラスアルファで大阪があるので、物の考え方の順序というのを考えないと、エンターテインメントは何のためのエンターテインメントなのか。海外でお金を持った方に大阪にたくさん来てもらうのだけれども、それは大阪に来てもらうのと同時に日本にも来てもらう。それからもう一つ、我々のライバルになるもう一個のIRの拠点、1個かどうか分かりませんけれども、そこをにらんでどう考えるのか。そちらよりも我々の方が魅力的になるように考えないといけないということで、エンターテインメントは考える必要があるというような意見も出ていました。

○溝畠座長 ありがとうございました。

MICEについては、実はMICE戦略会議の座長を私がやっておりますので、今の進捗状況を報告させていただきます。先ほどなぜ今MICEをしっかりとやらなくてはいけないかという理由に、今MICEの稼働率は比較的順調に数字は推移しているけれども、結果的にMICEの目的というのは、経済効果と都市のブランド力と、それからビジネスにおけるそういう新たなビジネス機会が増えることや、あるいは技術のイノベーションが促されることなど、こういうものから効果というのが出てきます。大阪は世界的に見ると、やはりランキングの中にあるように、経済性や経済効果、都市のブランド力向上という点では、世界の中でも極めて低いレベルにあるため、ここに対する危機感を持つというところから実はこの議論は始まっております。

1点目の今後のハードについては、大阪のあるべき姿について、世界のMICE市場の中で優位性をどういったところにトータルでもっていくかという中で、現時点では、長期的な産業政策にのっとったものをしっかりとやっていく必要があるというご意見が強く、先程言いました医療やものづくりなど、経済的に波及していくものをしっかりと柱にしていくべきではないかというご意見がかなり強く出てきています。

また、ご心配されている推進体制については、世界のシンガポールやシドニー、バンコク

などに比べると、まだまだ人の質、量ともに劣っています。これはネットワークに加えてマンパワー、年俸などの面で、世界の中で競争力を持てるような体制をつくっていく必要があります。

ただ、私は、20年後に世界の上位のレベルにいくためには、今回がここの議論をする最高のチャンスだと思っています。今の現状を見て嘆くよりも、15年後、20年後、今、宮城委員が心配されているように、その時点で世界の上位をとればいいので、まさにそういった世界のトップレベルの先進国のMICEの推進体制について、ソフトを含めて比較しながら、大阪の立ち位置をしっかりと経済界の皆さんや府市一緒になってつくっていきたいと思っております。引き続き、皆さんと一緒に議論して、他のいろいろなプロジェクトと整合性をとりながら、IR推進局がまとめる基本構想でそういったものがインプットされていかないといけません。20年後、30年後に向けてこの構想はつくられていくものであると思っておりますので、そこは十分留意したいと思います。

2点目のエンターテインメントや文化はどうあるべきかということについては、これからおそらくIR推進局でマーケティング調査をやりながら、それと同時に、府市、経済界含めて、どういうところをめざしていくかという議論をしておかないといけません。まさに大阪固有のものとはどういうものなのか、世界の顧客をどのようなコンテンツで満足、感動させるのか、マーケティング調査をしっかりとやっておかないといけないと思います。

少しこのあたりについては、その知見に詳しい委員の皆さんからそれぞれ意見を伺いたいと思います。まずは、文化、エンターテインメントなどについて、勝見委員からお願ひします。

○**勝見委員** 1つは、難しいですけれども、IRという施設に何を担わせるのかという議論については、考えてみれば、民設民営の事業です。そのため、要するに公共というか、行政がどうあるべきかという議論とは全く違うレベルで議論しなければいけないということをまず踏まえておいたうえで、基本的に行政サイドや公共サイドが、コンテンツはどうあるべきかというところまで踏み込んで言うのは、文化行政のいろはからいうと、少し行き過ぎかなと基本的には思っています。ですから、箱のあり方やガイドラインで示すもの、例えばコンテンツとして何があるべきかについては、民営事業者が選ぶ内容なので、それは彼らの発意や提案を生かしていくことが当然基本です。

そのうえで、ここに書いてあるように、どのようなコンテンツやエンターテインメントなのかということを議論すべきで、世界中に類を見ない新しいという形容詞が書いてありますけれども、ここは難しい話だと思います。そもそもIRという装置は、世界中の資本が入っ

てきて、基本的にグローバルなエンターテインメントを持ってくることが可能な装置です。そうなってきた時に、先ほども岡本部長がおっしゃっていたと思いますけれども、東京にはやってくるけれども大阪にはやってこないという、ローカルとしてしか扱われない大阪が、IRができることによって、東京にも来るし、ロンドンにも来るし、ニューヨークに来るものが大阪にもやってくるという、これが1つIRのメリットです。それはやっぱり生かさなければいけないと思いました。まず、グローバルでというのが1つ大事な視点だと思います。

もう一つ、大阪固有やユニークという部分ですが、これは一つ間違えると、グローバルという観点を抜かしてしまって、ただ単純に大阪固有などと言ってしまうと、もしかすると、本当に誰にも見向きもされない田舎コンテンツになってしまい可能性もあります。市場の論理である程度受け入れられるものと、グローバルにさらされるということは、今回大事な話なので、グローバルかつユニークというこの2つの条件を、ある程度満たしていくべきというのが基本的な考え方だと思います。

そのうえで、先ほど言いましたように、このIR推進会議や、IRを推進する行政サイドとして、中身のところまでやっていくということは、文化行政のいろはですけれども、アームズ・レングスの法則なども含めて考えた場合に、行き過ぎないようにコントロールしなければいけないと思います。そこで、具体策として、それを成し遂げていくために、これまでアーツカウンシルなどをつくりながら、大阪市はやっています。しかし、十分にまだ機能しているとは言えないので、できれば、例えばアーツカウンシルのようなものとこのIRを、どうやってうまく結びつけられるかという議論をしたり、できれば第三者的な方々が、きちんとこのIRにおけるコンテンツのあり方について、ある程度方向づけられるような議論の場のようなものをつくっていくことが大事ではないかと思います。あまり我々がこういうのがいいなどと、ここで言うのもおかしな話なので、そのあたりはそれぞれの役割を踏まえたうえで議論していくべきだと基本的に思います。

以上です。

○溝畠座長 樋口委員から、順番に回るような形でお願いします。

○樋口委員 いろいろな議論を聞いていて、非常に難しい話なので、私に振られると困るのですけれども、いろいろと思うところはありますと、とにかく海外から来てもらうというグローバルな観点で、大阪IRをどういうことで売り出すのかということが必要であると思います。先ほど来、議論がありますとおり、国内でもう1ヵ所IRができるとした場合に、そこでも、日本らしさというものは何なのかという視点での検討がなされれば、それは大阪I

Rと競合してしまうと思います。IRの施設の中で日本の何を売るのかということですが、大阪らしさを売るとして、大阪らしさとは何かという問題もありますし、大阪らしいものであってもそれがグローバル的に受け入れられるものかどうかは分かりません。

私は国際派ではありませんが、警察庁の先輩、同僚には国際派も多く、中には大使をされた方もおられます。そういった方々がよく言われるのは、やはり日本というと、東京ブランドは大きいということです。外国の映画でも、渋谷や秋葉原などが大きく出てきたりする。その次の日本のブランドというと、やっぱり京都がすごいというわけです。

そういう意味で、この大阪IRのめざす姿には、大阪が世界から関西全域に来るお客様の入り口になる、あるいは関西全域に世界からお客様を招く起爆剤になるという視点が必要ではないかと私は思っています。これまで大阪へ来たことがない人が、かなりお金を持っている人が、IRに関心を持って、IRとなれば家族連れて来る。あるいは、国際会議で大阪に大勢来られる。MICEということであれば、まず会議参加者本人が大阪に来る、MICEに個人で来たついでに京都へ行く、和歌山へも、奈良へも、兵庫へも、さらには滋賀、三重にも行く。そして、こういう魅力的なところも大阪IRの近くにあるのだということになると、家族連れてリピーターとしてやってくる。まさに関西全体として、今まで関西に見向きもしなかった海外の方々もIRを契機として来られて、次に来る時には家族、友人も連れてくるということを目指していくべきだと思います。そうした状況が生まれるように、あるいはこうした状況の中で、経済界の方々は、何を商機として見出すのか、売れるものは何なのか、特にMICEについては起業家・実業家も来られるでしょうから日本として売るべきものは何なのか、特に関西として売るべきものは何か、といったことを具体的に考えていくべきではないかと思います。

その時に、いつも言いますけれども、関西全体が持っているレガシーはすごいものがあります。瀬戸内海というお話もありましたけれども、非常に風光明媚な地域もあり、いろいろと世界的、グローバル的に見ても関心を持たれる要素が西日本には非常に多いです。私は、日本全国を異動して、そこで働き、住んできた経験者として、関西にはウリはたくさんあると思います。IRの施設内だけでどう勝負するかということよりも、もう少し広く考えていくべきだと思います。場合によっては、売りになるもの、リピーターになってもらう魅力的なものをIRの施設の中で展示する、催し物として呼び込んでくる、そういった形でIR来場者に見せて、少し足を伸ばせばこういうところもあるということを、広く関西をIR施設内において紹介するということが必要であると思っております。

以上です。

○溝畠座長 加賀委員、お願いします。

○加賀委員 今までのご意見では、海外からの来客をベースにして考えておられたと思いますが、今回、例えば3期になると、大体3,000万人ぐらいの規模で考える中で、やはり海外からの来客だけではなくて、日本からも、例えばMICEの利用であったり、また大阪のIRを楽しむことを考えるというような人達もいると思います。

そのような視点で考えると、例えば日本人について、誰に来てもらうかというような視点でどれほど考えられているのかというと、今のところまだそこまでの議論にはいっていないと思います。外国人の方とも大分共通するかと思いますけれども、例えばファミリーの子供連れやビジネスパーソン、シルバーグループ、女性グループ、またそれこそ元気なシルバー層のような人達がカジノも少しかじってみながら豊かな時間を過ごすと。また、メディカルや、そういうものをチェックするなど、1つの新しい時間の使い方みたいなことを提案できるような空間、スペースといいますか、そういう場としてまた考えるということもあるのではないかと思っています。

ですので、このIRのめざす姿について、今回の資料では、例えばターゲットとして外国人や日本人であったり、そういったターゲティングの話というのが、あるようであまり描かれてはいないのかなというところがあります。そのターゲットをどう設定するかによって、IRのあり方であったり、先ほど宮城委員がおっしゃっていたようなエンターテインメントのあり方など、いろいろなところが変化してくるといいますか、多様性がある程度必要になってくると思います。またそれこそリピーターなど継続的な施設の運営を考えると、MICEでの来客や地域でのIRとしての来客を、どういう形で想定できるのかというなどについては、事業者の方で最終的には考えることになるかと思いますが、ある程度、大阪のポテンシャルや地域のポテンシャルとしては、こういうことが考えられるのではないかというようなところを提示できるように、考え方を整理しておく必要があると思います。

そう考えると、時間や空間をそれぞれどういう形で楽しんだり、演出ができるかなど、そういったことをどれくらい提供できるのかということについては、事業者にある程度考えてもらうということもあるかもしれませんけれども、一つはターゲットの考え方として、日本人、そしてMICEの利用者も含めて、例えばどれくらいの属性というか、ペルソナを考えてということを促すかというところは、ある程度、IR推進会議でも整理しておいた方がいいと感じました。

以上です。

○谷岡委員 もう時間がないので、簡潔にご説明させていただきます。大阪、京都、奈良を含むこの関西エリアは、日本らしく、しかも日本独特の質の高いオンリーワンのコンテンツを持っている地域がほとんどで、例えばシンガポールやマカオの100倍ぐらいのものを持っています。みんなは気がついていないだけで、それをどんどん掘り起こしていくことで、毎回来るたびに違う発見ができる、必ずやそういうコンテンツになるであろうと考えています。宮城委員がおっしゃった瀬戸内方面の開発というのは、基本的には兵庫県や岡山県などに責任はありますが、まだ全然進んでいないというのは全くおっしゃるとおりだと思います。また、MICEの客も含めて、そういったものを仕掛けていけば、どんどん別のタイプのMICEもやってくる可能性があり、ラスベガスなどでは実際にやっています。例えば医療機関のMICEであれば、いろいろな地域の医療施設を見せて回るなど、わざとそうしたツアーをつくったり、そういったこともいっぱいやっていますし、学会ごとに学会に関係のある、我々の犯罪学科であれば地元の刑務所や矯正施設、警察など、そういったものもどんどん見せるツアーナどもわざと設定しており、そういったことも簡単にできますので、コンテンツに関しては、私は全く心配しておりません。

以上です。

○溝畠座長 ありがとうございました。

様々な意見をいただきましたが、また今後さらに次回以降、議論する機会がありますので、本日皆さんにいただいた意見を事務局の方でしっかりと組み込んで、次回以降に反映させていただきたいと思います。

次に議題4の資料3懸念事項と最小化への取り組みにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○井谷課長 それでは、私から資料3、懸念事項と最小化への取り組みについて説明させていただきます。

まず、1ページ目に全体を統括する基本的な考え方を記載しております。国においては、IRについて様々な懸念に万全の対策を講じるとの基本的な方針が示されておりまして、IR立地をする地域としましても、懸念事項を最小化していくために、国やカジノ事業者、関係機関等との適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら、海外の先進事例に学び、それをさらに進化させた万全の対策を実行していくこととしております。また、府民・市民の理解促進を図り、IR誘致に向けた機運を醸成してまいりたいと考えております。

次の2ページをご覧いただけますでしょうか。懸念事項の1つ目でありますギャンブル等依存症の現状でありますと、2013年の調査ではギャンブル等依存症が疑われる者の割合が成人の4.8%と推計される結果、また2016年度の調査では2.7%と推計される結果が出ておりまして、現状においても少なくはない人が依存症である可能性が高い状況にあります。一方で、シンガポールでは、様々な対策をとることで依存症の有病率がIR開業後も減少している状況にあるということで、我々としてもIR実現を契機に有効な対策を講じることで、ギャンブル等依存症を抑制することが可能だと考えております。

次の3ページをご覧ください。ここは国・自治体・IR事業者の役割を整理したものであります。国の役割といたしましては、総合的な施策の策定と実施としまして、IR実施法による規制やギャンブル等依存症に関する詳細な実態調査などを挙げております。また、自治体としては、地域の実情に応じた施策の策定と実施といたしまして、IR事業者への条件付けや治療体制の強化、相談支援体制の充実などを挙げております。IR事業者については、事業活動を行うまでの必要な対策として、責任あるゲーミングのための措置や早期発見のための従業員教育の充実を挙げております。

次の4ページをご覧いただけますでしょうか。ここでは、それぞれの役割を踏まえたうえで、府市としてのギャンブル等依存症に関する基本的な考え方をまとめております。ギャンブル等依存症は適切な治療と支援により回復が十分に可能とされながらも、現時点では医療体制や相談体制が乏しい状況にあります。また、依存症に関する予防教育も不十分と言わざるを得ない状況にあり、このため、大阪府・市では、IRの実現を契機に依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取り組み（大阪モデル）を構築していきます。さらに、エリアごとにメリハリの効いた支援、対策を実施していきます。なお、これらの対策に係る財源には、カジノからの入場料・納付金収益の一部を充てるものとするということを基本的な考え方としております。下段には、10個の取り組み事項を記載しておりますが、次のページで具体的な取り組みを記載しております。

5ページをご覧ください。大きくエリアを夢洲と府内全域とに分け、取り組みを記載しております。夢洲地区におきましては、その中でもカジノエリアでは、最先端の技術を導入した入場規制やゲーミング規制の導入、また夢洲エリア全体を実証実験の場とし、最先端の依存症予防対策の研究・開発を推進していくこととしております。下段の府内全域におきましては、その10項目に応じて必要な取り組みを実施していくこととしておりまして、まず教

育の振興では、ギャンブル等依存症に対する教員の理解促進、また発達段階に応じた教育予防を行います。予防等に資する事項におきましては、国・自治体との協力関係のもと、事業者による自主的な依存症対策の促進を図っていくこととしております。

次の6ページをご覧いただけますでしょうか。このページも引き続きまして、医療提供体制の整備、相談支援、社会復帰の支援、民間団体の活動に対する支援、人材の確保、調査研究といった項目について、府内全域で想定される取り組みを記載しております。時間の関係で詳細な説明は割愛させていただきます。中段の記載の連携協力体制の整備において、先ほど健康医療部長からもご説明がありましたけれども、まさに大阪モデルの代表的な取り組みとして、大阪アディクションセンターの取り組みを説明させていただきます。

次の7ページをご覧いただけますでしょうか。このページに大阪アディクションセンターの取り組みを記載しております。依存症の本人及び家族を途切れなく支援するための相談・治療・回復のネットワークというものであります。ここに記載の様々な関係機関が連携、協力することで、これまでそれぞれ個々に実施してきた取り組みを有機的に連携させ、また情報の共有を図ることで、多くの悩みを抱える本人や家族への支援をより効果的なものとして充実させ、回復に導く取り組みであります。この取り組みは全国的にも注目されておりますが、この大阪アディクションセンターでの取り組みをはじめ、地域に根差した様々な取り組みを総合的かつシームレスに実施し、大阪が依存症対策の全国トップランナーとして認識されるようしっかりと対策を講じていく必要があると考えております。

駆け足で申し訳ございません。次に8ページをご覧いただけますでしょうか。もう一つの課題であります治安・地域風俗環境対策についてであります。IRの誘致に伴い、観光客が増加し、そのことで周辺治安・地域風俗環境の悪化というものが懸念され、またマネーロンダリングやテロなど、国際的な組織犯罪も懸念されるところですが、シンガポールにおいては、IR開業後、大幅に旅行者数は増加しているものの、しっかりととした対策をとることで犯罪認知率に大きな変化は見られないという状況を示しております。こういったことからも、我々といたしましても必要な対策をしっかりと講じることで、良好な治安・地域風俗環境の維持が可能であると考えております。

次の9ページをご覧いただけますでしょうか。ここでは治安・地域風俗環境対策における国・自治体・IR事業者の役割を整理したものであります。国においては、治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督として、カジノ管理委員会による規制・監督、また法律による規制しております。自治体では、地域の実情に応じた治安対策の実施とし

て、治安の確保のための厳正な取り締まりや防犯・警備体制等ＩＲ事業者への指導を挙げております。また、ＩＲ事業者の役割では、犯罪の未然防止のための自主的な取り組みとして、自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備、また自治体・警察との情報共有というものを挙げております。

次の10ページをご覧いただけますでしょうか。ここでは、それぞれの役割分担を踏まえ、府市の基本的な考え方を整理しております。ＩＲ開業後、国内外から観光客の増加に伴い、犯罪件数の増加等、治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声もあります。このため、ＩＲ事業者、警察、自治体は、相互に緊密な連携を図りつつ、各々がその役割を果たすことにより、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を確保するための万全の取り組みを実施していく必要があります。このことから、府市においては、警察官の増員や警察施設・交通安全施設等の整備など、警察力の強化を図るとともに、地域防犯を推進し、さらにＩＲ事業者において自主的かつ万全の防犯・警備対策を講じさせるための枠組みを構築することとしております。

また、下段に想定される課題を記載しておりますが、これにつきましては次の11ページをご覧いただけますでしょうか。このページに、8つの課題ごとに大阪府・市、大阪府警、ＩＲ事業者の想定される対策を記載しております。この資料につきましては前回の会議でご説明した内容とほぼ同じですので、時間の関係で詳細な説明は割愛させていただきます。府市、府警における対策については、いずれもＩＲができることで全く新しく発生する対策というよりは、現在行っている対策をより充実、強化していくことが必要であると考えております。こういった対策を実施できる体制を構築し、着実に実施していくことで、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境の確保が可能であると考えております。

少し駆け足の説明で恐縮です。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○溝畠座長　ありがとうございました。

ただいまのギャンブル等依存症対策、そして治安・地域風俗環境対策は、いずれもＩＲを進めるに当たって、課題、懸念として書かれることでございまして、私も府民セミナーに合計3回ぐらい行かせていただきましたが、こういうことに対して、しっかりと我々も説明しなければいけないと改めて感じております。この件につきましては、樋口委員や井上委員は特に知見をお持ちでございますので、それぞれご意見をいただけますでしょうか。

○井上委員　先ほど来、大阪府、大阪市からいろいろな素晴らしい取り組みをされていることがご報告されたと思います。実はこれらは大阪府域全体の問題でして、私の持論としては、

大阪府域の予防と夢洲個別の対応というものは大きく変わると思っております。ですから、まず大阪府、大阪市でやっていただいたものは、どんどん大阪府域の対策としてお進めいただけたとありがたいと思いますし、その際に、今から一番問題になるのはおそらく人が足りないということだと思います。医者、看護師、保健師、医療心理士、ケースワーカー、法律家など、そういう方達を今から育成しておかないと、決して間に合いません。それでは、大阪府域の検討課題としては他にもいろいろありますけれども、ネットワークを組んで365日、24時間対応できるようなシステムと連携を構築していただきたいと思います。

それから、夢洲に関しましては、MICEやIRができたから依存症の方が増えたと言われるのが一番よくないと思いますので、その懸念を最小化するための最先端の取り組みが必要になります。これは、大阪府や市が今やっておられることは少し質を変える必要があると思っておりますし、そこにはやはり最先端のITやAIなどを利用した個人対策を検討すべきであると思っています。そうなってくると、個人情報保護の問題などが出てきますので、ぜひ大阪市、大阪府におかれましては、特区的なものを含めて、斬新なアイデアで夢洲の中の依存症対策というものをもう一度、一からご検討いただければ大変ありがたいと思っております。

少し駆け足になりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○溝畠座長 樋口委員、お願いします。

○樋口委員 毎回同じようなことを言っていますが、IRのいろいろな負の部分については、私は、ゾーニングというか、地域制限を活かした効果的な対策が可能だと思っています。その時に、先ほど来お話ししましたように、どういう人を入れないか、どういう方法で入れないかについて議論を深めることが必要ですが、どういう人を入れないかということは實際には非常に難しく、特に反社会的勢力という時に、反社会的勢力とは一体何なのかという問題もあります。暴力団については属性としての定義がありますけれども、それ以外の反社会的勢力というのは、私自身は行為要件という形で、何をしたかということで判断されていると考えておりますので、そういう観点からすると、反社会的勢力をIRの施設の中に入れないとには、警察から、そうした情報をリアルタイムでIR事業者に提供できるようなシステムが必要であると思います。そういうシステム、仕組がなければ、現実的でないことを事業者に強いことになります。反社会的勢力だと思われる人を排除するということは、あるべき姿でありますけれども、そのあるべき姿とあるべき姿を実現するために具体的に何ができるのか、そのために何が必要かを検討していくことが必要であると考えます。反社会的

勢力に関する情報を警察からリアルタイムで得ができるシステムを、国でどういう形で制度設計するかということについて、大阪府や大阪市から国に対して要望していくべきではないかと思っています。

なお、ゾーニングという形の中で効果的な依存症対策ということも可能だと思います。

それから、人の問題です。国際テロについては全く別の観点が必要ですけれども、施設内における犯罪抑止という点でも人が必要です。マンパワー、人がたくさんいればいいのですが、これからオリンピックに向けて警備会社でも警備員を確保することは一番大きな問題になろうかと思います。オリンピックと同時並行ではなくて、タイムラグはあるかもしれませんけれども、警備会社でも人を簡単には確保できないという状況の中では、やはり情報機器を使った形、防犯カメラ等を利用するという形で、人から機械の方にシフトした形での監視機能の強化が必要であると考えます。監視というと毛嫌いする方がおられるかもしれないですが、まさにゾーニングという形の中で、IR施設、特にカジノ施設へ入場される人々は、監視されることによって安全が守られる、そういったことを了解して施設内に、エリアに入ってくるという形を取ることが必要と考えます。公の場所ではプライバシーの問題があるけれども、IRという施設の中に入られる方については、そういったことも受け入れてもらうことが必要です。防犯カメラ等による見える監視により、反社会的勢力の者や依存症の方は入れないということが可能であると思います。また、一般社会では些細なことからトラブルや暴力沙汰に発展することがありますが、そういったことの抑止や拡大防止にも役立つと思っています。そういう具体的な方法論について早く議論を始めることが必要ではないかと思っております。

以上です。

○溝畠座長 時間がきたようでございますが、5分ぐらい少し延長してよろしいでしょうか。皆さま、ご意見はございませんか。宮城委員、どうぞ。

○宮城委員 以前の会議の時に、依存症対策について言いましたけれども、4ページの基本的な考え方のポツの2つ目のところで、大阪府・市として依存症対策のトップランナーをめざしてシームレスな取り組み（大阪モデル）を構築することを入れていただきまして、ありがとうございますというか、評価をいたしたいと思います。ことあるごとに府民へのPRもお願いしたいですし、具体化が大事かなと思います。そのうえで井上委員の言われたことが具体的に実現されれば、さらにいいのかなと思いますので、ぜひ井上委員のお考えを実現していただきたいと思っております。本当に評価をしております。どうもありがとうございます

いました。

○溝畠座長 廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員 5ページに、先ほど来、問題になっている個人情報について、「賭け金等のデータ化や、カジノ利用者の行動研究等からカジノ関連問題行動の早期発見」とありますけれども、これは具体的にいえばライログデータを取るということなのでしょうか。取るのであれば取るでいいと思いますが、多分いろいろと規制などを外していってもらわないといけないので、具体的な議論をした方がいいです。また、データを取れるのであれば、他にもいろいろな活用の方法があるので、例えばこれをいろいろな医療の研究に生かせば、それにより産業も生まれてくると思います。「ライログデータを元にしたような産業興し」というものも、夢洲の中のあるべき姿の中に入れていくということも可能なので、ここまで踏み込むのであれば、もっとはつきり記載した方がいいのではないかと思います。

○溝畠座長 事務局の方から、この依存症対策についてお願ひします。

○坂本局長 先程、5ページの最先端の技術を活用したというところでご指摘いただきましたけれども、これは1つの例として挙げておりますので、本人の同意なりも含めて、いろいろ議論は必要かなと思っております。その中で、この間、井上委員からもご提案をいただきましたが、最先端の依存症予防対策の拠点にすることができればという思いで記載しております。

いずれにしましても、冒頭にもありましたように、府市でそれぞれ取り組みはしておりますけれども、このIRの実現を契機に、この際、まさに依存症対策のトップランナーをここ大阪でめざしていこうという強い意気込みで、この問題に取り組んでいきたいと考えてございます。

○谷岡委員 トップランナーをめざすのであれば、480万円の予算では無理です。それだけは言っておきたい。

○坂本局長 ありがとうございます。そこについては今後、財源問題も含めて府市でしっかりと取り組んでいく必要があると思います。

○溝畠座長 ありがとうございました。本来であれば、次の議題であるIR立地による効果に移りたいところですが、時間がございませんので、次回の会議で議論させていただきます。

皆さまに1つ問題意識を持っていただきたいなと思っておりますのは、実はIRのこういった議論が始まってから、例えば先般、吉村市長が関西国際空港と伊丹空港と神戸空港一体化の中で、神戸空港はどうあるべきかという意見を言われました。大阪のIR、万博の議論

を通して、20年、30年先の関西・大阪の未来像に関して、とても闊達な意見が出始めております。そういう意味で、先ほど加賀委員からも、あるべき姿について将来像というところをしっかりと持っていこうというご意見がございましたが、このＩＲ基本構想をつくるに当たって、中長期的な大阪のあるべき姿を、いろいろな分野の知見をとってまとめていくということについて、改めて皆さんと共有していきたいと思います。

本日は私の不手際がございました、最後の議題にたどりつきませんでした。次回は必ず議題を全うできるように時間管理をしっかりといたしますので、本当に皆さん、ありがとうございました。そして事務局の皆さんも、府民セミナーは夜遅くまで、設営から頑張っておられますし、また国への要望など、本当に頑張っておられますので、熱中症などで体をやられなないように、引き続き頑張ってほしいと思います。

本日はどうも皆さん、ありがとうございました。

閉会